

【参考資料】

議案第27号 朝霞市介護保険条例の一部を改正する条例

健康部介護保険課

1. 改正理由

令和7年度住民税非課税者が、税制上非課税となる範囲の就労収入の増加により、令和8年度介護保険料算定において住民税課税者と判定される場合において、令和8年度介護保険料を減額する特例を設けるため。

2. 改正内容について

令和7年度住民税非課税であり、かつ令和8年度住民税非課税である第1号被保険者又はその属する世帯員が、令和8年度介護保険料算定において住民税課税者とみなされる場合、その者を住民税非課税者として判定する保険料段階まで令和8年度介護保険料を減額する。

3. 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、改正後の朝霞市介護保険条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

担当

健康部介護保険課介護保険係
電話463-1719